

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2016年6月号(J202)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 「State of Innovation 2016」に鴻海、台湾積体電路等がランクイン
- 02 任天堂ゲームカセット等海賊版を販売、侵害額は市価1億新台幣ドル超
- 03 初鹿牧場の商標を盗用、加州健康生技に250万新台幣ドルの賠償命令
- 04 LVのエピ・ラインを模倣、「iki2」ブランド業者に87万新台幣ドルの賠償命令
- 05 インテルと鴻海が了解覚書に調印、共同で5G市場を開拓

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 特許権関連  
海外特許の無効または実質的に制限及びその実施許諾契約効力の判断
- 02 商標権関連  
登録拒絶された淡水「黒店」の商標が勝訴
- 03 公平交易法  
独立系発電事業者の契約変更交渉拒否事件が差戻し審へ  
長生等9社に対する公平交易委員会の処分に係る上訴を最高行政裁判所が支持

## 今月のトピックス

J160512Y1

### 01 「State of Innovation 2016」に鴻海、台湾積体回路等がランクイン

トムソン・ロイター（Thomson Reuters）が発表した「State of Innovation 2016」レポートによると、台湾の企業・学術機関として鴻海精密工業股份有限公司（Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.）、台湾積体回路製造股份有限公司（Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.）、国立交通大学（National Chiao Tung University）、国立成功大学（National Cheng Kung University）が同番付にランクインした。

「2011～2015年アジアのスマートメディアイノベーショントップ10」において鴻海は10位に番付され、台湾企業としては唯一ランクインした。このジャンルで日本企業は最も多い6社がトップ10入りしている。「2005～2015年世界の半導体分野で最も成果が多い科学研究機関」においては、中国科学院大学（University of Chinese Academy of Sciences）が首位を占め、台湾の交通大学が9位に番付された。また東京大学を含む日本の大学は4校がトップ10入りを果たしている。「2005～2015年世界の家電分野で最も成果が多い科学研究機関トップ10」では成功大学が3位を占めた。

さらに、台湾積体回路は「2015年世界の半導体イノベーショントップ10」で6位、「2011～2015年アジアの半導体材料及びプロセスイノベーショントップ10」で5位に番付された。上記「2015年世界の半導体イノベーショントップ10」番付では、サムスン電子（Samsung Electronics Co., Ltd.）が首位を占めたほか、中国企業が最も多く4社がランクインしている。

「State of Innovation 2016」は世界各地の特許出願及び科学文献の出版を含む世界の知的財産関連資料を主に分析し、12の技術分野におけるイノベーション指標としている。（2016年5月）

J160512Y2

J160512Y3

### 02 任天堂ゲームカセット等海賊版を販売、侵害額は市価1億新台幣ドル超

保安警察第二總隊刑事警察大隊偵三隊は男2人を任天堂のゲームソフトカセット等（R4カードを含む）の模倣品を販売した容疑で検挙した。容疑者2人は中国の淘宝网（タオバオワン）で複製防止暗号が解読された任天堂ソフトカセット等の海賊版を大量に購入し、本来一つのカセットには一種類のゲームしか入っていないところを、一つのカセットに数百種のゲームを入れてゲーマーに売り込んだ。警察は計200点のゲームカセット等を押収した。それらに含まれるゲームソフトは1万5000セットに上る。その市価総額は1000万新台幣ドル余に達し、著作権侵害による損害額を加えると、1億新台幣ドルに上るものと推算される。（2016年5月）

J160508Y2

J160508Y3

### 03 初鹿牧場の商標を盗用、加州健康生技に250万新台幣ドルの賠償命令

台東の初鹿牧場を経営する超能生化科技股份有限公司（以下「超能生化科技公司」）は「南傳初鹿鮮奶茶坊」（訳注：ドリンクチェーン店）を経営する加州健康生技有限公司（以下「加州健康生技公司」）が著作権と商標権を侵害しているとして告訴していたが、知的財産裁判所は先日加州健康生技公司に対して250万新台幣ドルの賠償金支払いを命じるとともに、「初鹿牧場」の著作物及び商標を加州健康生技公司の商品及びその包装に使用すること、さらにはその加盟店の使用に提供することを禁じた。関連する広告物は撤去、廃棄し、関連する商品もすべて市場から回収しなければならない。

超能生化科技公司の主張は以下の通り。「南傳初鹿鮮奶茶坊」は2009年4月から超能生化科技公司に対して初鹿牧場の商品を注文し、販売するとともに、「初鹿牧場」の著作物及び商標を加盟店の使用に供していた。2013年7月超能生化科技公司は「南傳初鹿鮮奶茶坊」が嘉

義の「綠盈鮮乳」を使用してハンドシェイクティーを調製し、かつ「初鹿牧場大草原乳牛群」の著作図案を濃厚ミルク「南傳 100%特濃鮮乳」に使用するとともに、「初鹿牧場」商標を南傳オリジナルのミルククッキー「鮮奶酥」に使用し、さらには初鹿牧場の「牛の頭の図」商標に酷似した商標を南傳オリジナルのミルク饅頭「初鹿養生鮮奶饅頭」等商品にも使用していることを発見した。さらに「初鹿牧場」のラベルを商品に貼るとともに、わざと南傳の商品をDMや価格表の「初鹿商品」の欄にあいまいに標示をして、消費者に商品の出所が初鹿牧場であると誤認させており、加州健康生技公司是許諾使用の範囲を越えて超能生化科技公司の著作権と商標権を侵害している。

一方、加州健康生技公司是以下の通り抗弁した。「初鹿牧場」の著作物及び商標の図案を店舗に置くのは、店内で台東の初鹿牧場の商品を販売し、初鹿牧場及びその商品を宣伝するためであり、商標の使用ではない。加州健康生技公司是善意により合理的に使用しており、超能生化科技公司の同意（の範囲）を越えておらず、超能生化科技公司の権益はこれによって損なわれていない。ならびに「初鹿養生鮮奶饅頭」の牛の頭をデザインした商標と初鹿牧場が登録している商標とは使用商品区分が異なり、「初鹿牧場」ラベルは社内用で、期日を標示するステッカーとして使用としており、商標として使用していないので、権利の侵害はない。

知的財産裁判所は超能生化科技公司が提出した南傳の加盟店の権利侵害に係る写真、加盟店の外観の写真、2014年7月のニュース報道を切り取った画面及び光ディスク、南傳の商品の写真等を参考とし、超能生化科技公司の主張を採用した。さらに「初鹿牧場」ラベルは明らかに南傳の商品に貼られており、それらの商品包装にも初鹿牧場の商標に酷似した牛の頭の商標が目立つように使用され、「初鹿」の2文字も標示されており、消費者に両者が同じシリーズの商品であると誤認させるおそれがあるとして、超能生化科技公司勝訴の判決を下した。（2016年5月）

## J160506Y2

### 04 LVのエピ・ラインを模倣、「iki2」ブランド業者に87万新台幣ドルの賠償命令

ルイ・ヴィトン・マルティエ社（中国語名：路易威登馬爾悌耶公司、英語名：Louis Vuitton Malletier、以下「LV社」）は国内の著名靴バッグブランドである「iki2」の「水波紋」シリーズバックがLV社の著名な「エピ・ライン（訳注：中国語で「水波紋」と呼ばれているが、フランス語のエピ（EPI）は麦の穂の意）」商標を模倣しているとして、海外から「iki2」ブランドを立ち上げた伊澤田國際股份有限公司（Eitsetien International Corporation、以下「伊澤田國際公司」）を告訴した。刑事部分については検察が取調べを行った結果、「iki2」業者に犯意はなかったとして不起訴が確定されたが、民事部分については知的財産裁判所が両商標の類似度が高く、LV社の商標権を侵害していると認定し、伊澤田國際公司に87万新台幣ドルの賠償金支払いと、経済日報第一面への謝罪広告掲載を命じる判決を下した。

LV社は次の通り主張した。エピ・ライン（水波紋）商標シリーズの商品は1985年に販売が開始され、今までに30年の歴史を有し、台湾、米国、英国、フランス、中国など多くの国で（商標が）登録されている。さらに同社の統計によると2011～2104年台湾における販売額は4億6500万新台幣ドルに達しており、すでに台湾消費者に高度に認識され、知的財産局も著名商標に認定している。ところが、伊澤田國際公司是、「エピ・ライン」がLV社の商標図案であることを知りながら、これを模倣した「iki2」ブランド商品を販売し、商品のデザインもLV社のクラシックタイプである「ノエ（Noe）」及び「スピーディ（Speedy）」を模倣しており、伊澤田國際公司に522万新台幣ドルの損害賠償金と経済日報への謝罪広告掲載を請求する。

伊澤田國際公司則は以下の通り抗弁した。「ノエ（Noe）」及び「スピーディ（Speedy）」のバックにはいずれも明らかに「iki2」商標が標示されており、バッグの横縞型押しの模様は「裝飾性を有するパターン」に過ぎず、商標の使用ではなく、消費者に混同を生じさせるものではない。

知的財産裁判所は、LV社は該エピ・ライン商標に対して商標専用権を有し、該商標は著名商標に該当するものであり、押収された「iki2」ブランドの「ノエ（Noe）」バッグ、「スピーディ（Speedy）」バッグの正面、背面及び底部にはいずれも極めて類似する「水波紋」模様があり、またLV社も該クラシックタイプのバッグを販売しており、伊澤田國際公司には明らかに模倣の意図があったと認定した。さらに「iki2」バック全体で容易に消費者の注意を惹くの

は、横縞型押し図案で埋め尽くされた「水波紋」模様であり、伊澤田国際公司是「水波紋」模様を商標として使用していることがわかる。それに対して伊澤田国際公司のバッグにある「iki2」商標は極めて小さくて目立たない。よって知的財産裁判所は伊澤田国際公司が LV 社の商標権を侵害していると認定し、伊澤田国際公司に 87 万新台幣ドルの賠償金支払いと新聞への謝罪広告掲載を命じる判決を下した。全案はなお上訴できる。(2016 年 5 月)

J160531Y5

J160531Z5

J160601Y5

J160601Z5

## 05 インテルと鴻海が了解覚書に調印、共同で 5G 市場を開拓

IC 大手のインテル (Intel) と鴻海精密工業股份有限公司 (Hon Hai Precision Industry Co., Ltd.) が 2016 年 5 月 31 日、コンピュテックス台北 (Computex) において協力に関する了解覚書 (MOU) に調印したと発表した。多数のネットワーク・インフラ技術を共同開発し、通信サービスプロバイダが新しいネットワーク・インフラへ容易に切り替えて、「第 5 世代移動通信 (5G)」のための準備を行うことができるようにする。

インテルによると、5G は我々の生活を一新するものであり、スマートシティ、自動運転、様々な新規産業の効率向上を通じて、スマート化とネットワーク化された社会をもたらす。さらにこの目標を実現するには、ネットワークはより速く、よりスマートで、よりフレキシブルでないとさらに多くのネットデバイスに対応できないため、多くの企業が斬新なデジタルサービスを提供し始めており、データ送信の数量と複雑さは未曾有の成長をみせているという。

インテルはこの転換を加速するため、鴻海と多数のネットワーク・インフラ技術を開発することを計画している。双方は概念実証プロジェクトを協力して開発するとともに、関連技術について先行パイロットプログラムを推進する。それにはモバイル・エッジ・コンピューティング (Mobile Edge Computing)、クラウド RAN (CloudRAN)、ネットワーク機能仮想化 (Network Functions Virtualization、略称 NFV) が含まれ、よりスマートで高効率なフレキシブルネットワークを構築する。(2016 年 5 月)

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 特許権関連

#### ■ 判決分類：特許権

#### I 海外特許の無効または実質的に制限及びその実施許諾契約効力の判断

#### II 判決内容の要約

【裁判番号】 103 年度民專訴字第 10 号

【裁判期日】 2015 年 4 月 15 日

【裁判事由】 特許権ライセンス料

原告 宏正自動科技股份有限公司 (ATEN International Co., Ltd.)

被告 佑霖科技股份有限公司 (Uniclass Technology Co., Ltd.)

上記当事者間における特許権ライセンス料事件について、本裁判所は 2015 年 3 月 16 日に口頭弁論を終え、次のとおり判決する。

#### 主文

被告は付表に例示される USB-SP02、USB-SP02A、USB-SP04、USB-SP04A、UDV-CP02A 等の実施許諾製品について 2009 年 5 月 20 日から 2014 年 5 月 19 日までの間の被告の販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全かつ詳細な記録 (前記の例示された実施

許諾製品が米国内で販売された領収書、輸出申告書、OEM/ODM 契約の納品書、領収書を含むがそれに限らない)を提出し原告の点検に供すべきである。

被告は原告に 858 万 5095 新台幣ドル及び附表一、附表二にそれぞれ示される起算日から支払い完了日まで年 5 分の割合による金員を支払え。

原告のその他の請求を棄却する。

訴訟費用は十分の九を被告の負担、その余を原告の負担とする。

本判決第 2 項について原告が 285 万新台幣ドルを担保として供託した後に仮執行を行うことができる。ただし、被告が 858 万 5095 新台幣ドルを担保として原告に供託したときは、仮免除を免脱できる。

原告のその他の仮執行宣言の申立てを却下する。

## 一 両方当事者の請求内容

原告の請求：

1. 被告は付表に例示される USB-SP02、USB-SP02A、USB-SP04、USB-SP04A、UDV-CP02A 等の実施許諾製品について 2009 年 5 月 20 日から 2014 年 5 月 19 日までの間の被告の販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全かつ詳細な記録を提出し原告の点検に供すべきである。前記記録は例示された実施許諾製品が米国内で販売された領収書、輸出申告書、OEM/ODM 契約の納品書、領収書を含むがそれに限らない。
2. 被告は原告に 871 万 8781 新台幣ドル及び附表一、附表二にそれぞれ示される起算日から支払い完了日まで年 5 分の割合による金員を支払え。
3. 訴訟費用は被告の負担とする。
4. 第 2 項の請求について原告は担保を現金で供託するので、仮執行宣言を申し立てる。

被告の答弁：

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。
3. 不利な判決を受けたとき、被告は担保を供託するので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

## 二 本件の争点

- (一) 係争米国特許 3 件はすでに「全部」の無効を宣言されているのか、又は無効事由があるのか。
- (二) 係争契約第 4 条にある「すべての実施許諾特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣言される状況において」の中の「実質的に範囲を制限される」とは何を意味するのか。係争米国特許 3 件には「全部」が実質的に範囲を制限される状況があるのか。
- (三) 係争契約には、民法第 246 条の「給付不可能なものを契約の対象としている」という契約無効の原因があるのか。
- (四) 被告は民法第 226 条、第 256 条により係争契約を解除できるのか。
- (五) 被告が民法第 227 条の 2 により支払いの免除又は減額を請求できるのか。
- (六) 原告が係争契約第 3.3 条により被告に対して、添付資料(付表)に例示される USB-SP02、USB-SP02A、USB-SP04、USB-SP04A、UDV-CP02A 等の実施許諾製品について 2009 年 5 月 20 日から 2014 年 5 月 19 日までの間の被告の販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全かつ詳細な記録を提出し原告の点検に供することを請求し、前記記録は例示された実施許諾製品が米国内で販売された領収書、輸出申告書、OEM/ODM 契約の納品書、領収書を含むがそれに限らないと主張していることに理由はあるのか。
- (七) 原告が係争契約第 3.1 条、第 3.4 条により被告に対して「871 万 8781」新台幣ドル及び法定金利の支払いを請求することに理由はあるのか。
- (八) 被告は原告に対して不当得利の法律関係により原告に 580 万新台幣ドルの返還を請求し、これを以って相殺するよう主張することはできるのか。「580 万新台幣ドル」はライセンス料又は以前双方の損害賠償約定額であるのか。
- (九) 係争米国特許の有効性はわが国裁判所において認められるのか。わが国の「涉外民事法律適用法 (Act Governing the Choice of Law in Civil Matters Involving Foreign Elements)」の第 42 条「知的財産を対象とする権利は、その権利が保護される場所の法律による」という規定は、どのように適用すべきか。

- (一) 原告の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。

### 三 判決理由の要約

#### 壹. 手続方面

本件双方は2009年特許技術実施許諾契約書に調印し、係争契約において解決しようとする紛争、一方の履行又は不履行に係る問題について台湾の裁判所を管轄裁判所とし、かつ中華民國の法令を準拠法とすることに合意している。前記涉外民事法律適用法第20条第1項の規定により、双方の係争契約の法律行為によって発生した債権・債務の成立及び効力は、当事者の意思に基づきわが国の法律がその準拠法となる。

前記係争特許3件が米国特許であることは双方が争うものではなく、特許権は法律の規定により発生する権利であり、各国の領域内で保護を受け、原則的には各国の法律に準拠すべきである。前記説明により、前記係争特許の取得・消失・変更は米国の法律によって判断されるべきであり、それが妥当である。

本件原告は、係争契約によりライセンス料の支払いを請求するもので、米国裁判所で起訴された事件は権利侵害行為による損害賠償を請求するものであり、訴訟の対象が一方は契約請求権、もう一方は権利侵害行為による損害賠償請求権であるため、両者の訴訟対象は異なり、同一事件ではなく、民事訴訟法第182条の2第1項に定められる「同一事件について更に訴えたとき」という要件を満たさず、この条項により訴訟手続きの中止を決定することはできない。

本件原告は係争契約によりライセンス料支払いを請求し、上記米国訴訟事件では係争契約を解約した後に権利侵害行為による損害賠償を請求するもので、両者の訴訟対象は異なり、米国訴訟事件の権利侵害行為の法律関係が成立するか否かは、当然ながら本件訴訟の先決問題になるというものではない。

#### 貳. 実体方面

##### (一) 係争契約第4条の文意

係争契約第4条には「すべての実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況において、佑霖会社は本契約のすべての義務を免除される権利がある。このような状況において、いなか一方も本契約書においてすでに支払った又は支払うべき費用について返還又は取得を主張してもよい」と約定されている。上記約定の文意は、係争特許3件の請求項すべてが実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況において始めて、被告は本契約のすべての義務を免除される権利がある。上記約定により被告がすべての義務を免除される条件は「すべての実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣告される」ことであり、さらに分析するとその要件は1.すべての実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される、又は2.すべての実施を許諾された特許請求項が無効を宣告されることであり、それによって始めて該当する。係争特許が「実質的に範囲を制限される」とは、係争特許が無効を宣告されることではなく、さもない限り「すべての実施を許諾された特許請求項が無効を宣告される」とのみ約定すればよく、「実質的に範囲を制限される」は不要なはずである。よって双方の係争契約第4条でいう「実質的に範囲を制限される」とは係争特許が無効ではないが、その特許権が法律又はその他の要因により行使できない、又は一部の請求項についてのみ権利を行使でき、特許権が実質的に範囲を制限されることを指す。

(二) 本件はすべての実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況がみられず、係争275特許(即ち米国第6,564,275号特許)は請求項5、7が取り消されず、すべてが無効を宣告されていない。係争287特許(即ち米国第6,957,287号特許)は米国特許であり、米国特許商標庁から無効を宣言されておらず、たとえ被告はその「パテントファミリー」がわが国において特許請求の範囲を訂正しているとする主張が事実であっても、なお係争287特許が無効を宣告されたとは認めがたい。係争287特許又は係争112特許(即ち米国第7,035,112号特許)はいずれも米国特許であり、無効を宣告されていない。

以上をまとめると、係争275特許、287特許、112特許には、すべての実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況は存在せず、被告に係

争契約のすべての義務を免除される権利はない。

(三) 本件係争契約には最初から支払い不能の状況がない

係争契約には「すべて」の実施を許諾された特許請求項が実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況がみられず、本件係争契約は最初から (ab initio) 支払いできない契約の対象であるとする被告の主張は採用できない。

(四) 被告は民法第 226 条、第 256 条により契約を解除してはならない

調べたところ、係争 275 特許の請求項 5、7 及び係争 287 特許、112 特許は、係争契約締結後に有効である。係争契約第 1 条に定める「実施許諾製品」には、被告が自ら使用する又は顧客ブランドで販売される製品、及び被告が自ら使用する又は顧客ブランドで販売される少なくとも 1 項目の実施許諾された請求項を侵害するいかなる製品が含まれるがこれらに限らず、つまり被告が前記係争 275 特許、287 特許、112 特許における請求項のいずれかを使用している実施許諾製品は、いずれも係争契約が実施を許諾する範囲に含まれる。これによって、被告が係争契約の実施許諾を経ずに、上記係争 275 特許、287 特許、112 特許におけるいずれか一請求項を実施許諾製品に使用すれば権利侵害に該当する。よって原告の係争 275 特許の請求項 5、7 及び係争 287 特許、112 特許は、係争契約締結後になお有効であり、かつ被告はその製品に係争 275 特許の請求項 5、7 及び係争 287 特許、112 特許を使用していないとは抗弁しておらず、原告によるこの部分の特許の実施許諾は被告にとって、いわゆる「支払いが一部不能であり、その他の部分の履行が債権者にとって利益がない」という状況はない。被告が民法第 226 条、第 256 条により契約を解除することは根拠があるものではない。

(五) 被告の係争契約による支払義務

1. 実施許諾製品の販売数量、販売価格、売上総額の記録を提供する部分について：

約定により、被告は実施許諾期間における実施許諾製品の販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全で詳細な記録を保留しなければならず、原告は年に一度被告の上記記録を点検することができる。

被告は契約による履行義務を履行しておらず、原告は被告に対して付表に例示される USB-SP02、USB-SP02A、USB-SP04、USB-SP04A、UDV-CP02A 等の実施許諾製品について 2009 年 5 月 20 日から 2014 年 5 月 19 日までの間の販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全かつ詳細な記録(例示された実施許諾製品が米国内で販売された領収書、輸出申告書、OEM/ODM 契約の納品書、領収書を含むがそれに限らない)を原告の点検に供することを請求していることには理由があり、許可すべきである。

2. USB-SP02A、USB-SP04A、UDV-CP02A 実施許諾製品のライセンス料に係る部分について：

係争契約が約定に基づき、被告は係争契約の発効日から実施許諾期間において、毎四半期の終了後 45 日以内に、実施許諾製品の四半期販売数量から契約で約定されたレートで算出したライセンス料を原告に支払う義務がある。調べたところ、双方が契約した実施許諾期間は 2009 年 5 月 20 日から 2015 年 5 月 19 日までであり、その後原告が 2014 年 5 月 20 日に係争契約を解約し、かつ係争契約の付記条項第 2 条でライセンス料は 2009 年 5 月 12 日から起算されると約定されており、つまり原告の請求するライセンス料の期間は 2009 年 5 月 12 日から 2014 年 5 月 19 日までであり、法規に符合しないところはない。またライセンス料のレートは係争契約第 3.1 条に実施許諾製品の実際の販売額の 7.5%と約定されていたが、その後付記条項第 2 条について双方は 2009 年 5 月 12 日から 2011 年 5 月 11 日までの間のレートを 6%とすることに同意しており、原告が 2009 年 5 月 12 日から 2011 年 5 月 11 日までについて実施許諾製品の販売額の 6%で算出したライセンス料、2011 年 5 月 12 日から 2014 年 5 月 19 日までについては実施許諾製品の販売額の 7.5%で算出したライセンス料を支払うよう被告に請求することには理由がある。

(六) 被告が民法第 227 条の 2 により支払いの免除又は減額を請求できるかについての部分：

双方が係争契約を定めるとき、被告は契約履行中に係争特許 3 件に実質的に範囲を制限される又は無効を宣告されるという状況の可能性を予測できており、自らリスクを評価して、契約を締結するか、さらにはその支払い内容を考慮することができたはずである。その契約が成立した後になって、予測していた状況が実際に発生したからといって、状況の変更を主張し、民

法第 227 条の 2 により支払額の減免を請求することは法規に符合しているとは言いがたく、棄却すべきである。

(七) 被告が 580 万新台湾ドルで相殺することを請求する部分：

係争契約で約定される「賠償総額」、「ランニングロイヤルティ補償」の 580 万新台湾ドルはライセンス料であり、被告は相殺を請求できると主張している。係争契約とその付記条項の内容全体からみて、580 万新台湾ドルはライセンス料ではない。係争契約第 2 条には「賠償総額」が約定され、この条文によって「賠償額」が明確に記載されており、さらに前記係争契約の序文には原告は被告の係争特許 3 件の侵害に対して提訴する可能性がある」と記載されており、この「賠償額」は双方の係争特許 3 件に関する紛争によるものであり、被告が「賠償額」を「ライセンス料」と誤認する余地は断じて無い。

つまり係争契約第 2 条の 580 万新台湾ドルがライセンス料であり付表一の 2009 年 5 月 12 日から 2011 年 5 月 11 日までの間のライセンス料と相殺するとする被告の主張は、採用できない。

以上をまとめると、原告が被告に対して(一)被告は添付資料(付表)に例示される USB-SP02、USB-SP02A、USB-SP04、USB-SP04A、UDV-CP02A 等の実施許諾製品について 2009 年 5 月 20 日から 2014 年 5 月 19 日までの間の被告の米国における販売数量、販売価格、実施許諾製品の売上総額に関する完全かつ詳細な記録(前記の例示された実施許諾製品が米国内で販売された領収書、輸出申告書、OEM/ODM 契約の納品書、領収書を含むがそれに限らない)を提出し原告の点検に供すべきである、(二)被告は原告に 858 万 5095 新台湾ドル及び付表一、付表二にそれぞれ示される起算日から支払い完了日まで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求することには理由があり、許可すべきである。この範囲を超える請求については理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の請求には一部に理由があり、一部に理由がないため、智慧財産案件審理法(知的財産案件審理法)第 1 条、民事訴訟法第 79 条に基づき主文のとおり判決する。

2015 年 4 月 15 日  
知的財産裁判所第三法廷  
裁判官 杜惠錦

## 02 商標権関連

### ■ 判決分類：商標権

#### 1 登録拒絶された淡水「黒店」の商標が勝訴

##### ■ ハイライト

新北市淡水で有名な 1970 年創業の「黒店」は 40 年以上、三代にわたって経営が受け継がれてきたが、近年「黒殿飯店」に改名し、豚の頭の図と、「黒殿飯店」の中国語 4 文字と「DARK PALACE TAIWANESE GOURMET」のアルファベットとで構成される図案をデザインして、商標登録を知的財産局に出願した。

しかしながら高雄の三力食品有限公司(San Li Food Co., Ltd.)が 2000 年に「黒店」商標を登録していたため、知的財産局は両商標の称呼が同じであり、いずれも「軽食堂(原文:小吃店)」での使用を指定していることから、類似に該当し、消費者に誤認混同を生じさせる可能性があるとして、拒絶査定を行った。

黒殿飯店はこれを不服として(行政訴願を提起したが棄却され)、その後知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。知的財産裁判所は、「黒殿飯店」商標は豚の頭の図と「黒殿飯店」の中国語 4 文字はデザインが施され、「黒店」商標の単純な(中国語のフォントである)標楷体とは印象、視覚認知ともに異なり、類似度は低いと認定した。

次に、元来の商号が黒店である「黒殿飯店」は長年にわたり経営されており、マスコミも常に報道しているため、Google 検索を行い得られた資料及びブログ記事は、いずれも「淡水黒店」、「黒殿飯店」を指すものであり、高雄の三力食品の「黒店」とは関係なく、すでに消費者



に誤認混同を生じさせているとは認め難い。このため「黒殿飯店」に勝訴の判決を下し、知的財産局の「登録してはならない」との行政処分を取り消し、知的財産局に係争商標の登録出願案件について、本判決の法的見解に基づき改めて処分を行うよう命じた。全案はさらに上訴できる。(蘋果日報-2015年5月21日)

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】103年度行商訴字第151号

【裁判期日】2015年5月13日

【裁判事由】商標登録

原告 梁○佑

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間における商標登録事件について、原告は經濟部2014年10月7日経訴字第10306109680号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

### 主文

訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。

被告は出願第100009726号「黒殿飯店 DARK PALACE TAIWANESE GOURMET 及び図」商標の登録出願案件について、本判決の法的見解に基づき改めて処分を行わなければならない。

原告のその他の請求は棄却する。

訴訟費用はこれを二分し、その一を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

### 一 事実要約

原告は2011年3月2日に商標法施行細則第19条に定められる商品及び役務区分表第43類の役務「ホテル、レストラン、軽食堂、旅館」での使用を指定して「黒殿飯店 DARK PALACE TAIWANESE GOURMET 及び図」商標（以下「係争商標」という。添付図1のとおり。）の登録を被告に出願するとともに、商標図案の中の「飯店」及び「TAIWANESE GOURMET」については専用権放棄の声明を行った。被告は審査した結果、係争商標図案における「飯店」、「TAIWANESE GOURMET」はよく見かけられる商品／役務の名称又は自己標榜の記述的的文字であり、商標権の範囲に疑義をもたらすおそれはなく、専用権放棄を声明する必要はなく、さらに係争商標は登録第00136256号「黒店」商標（以下「引用商標」という。添付図2のとおり。）と類似を構成している上、飲食等の類似する役務での使用を指定しており、引用商標は識別力を有し、係争商標の登録出願は関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるため、登録を許可すべきではないと認定し、2014年5月29日商標拒絶第355389号査定書を以って拒絶処分を行った。原告は行政訴願を提起したものの、經濟部は2014年10月7日経訴字第10306109680号訴願決定を以って棄却したため、原告はこれを不服とし、その後本裁判所に行政訴訟を提起した。

### 二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求：原処分と訴願決定を取り消すとともに、被告に対して係争商標の登録許可処分を行うよう命じる。

(二) 被告の答弁：原告の請求を棄却する。

### 三 本件の争点

本件の争点は係争商標が現行商標法第30条第1項第10号規定に違反しているか否かである。

(一) 原告の主張理由：省略

(二) 被告の答弁理由：省略

### 四 判決理由の要約

いわゆる「関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」とは、商標に関連する消費者がそれを表彰する商品の出所又は生産の主体に対して誤認混同を生じさせるおそれがある」

ことをいう。つまり、二商標が同一又は類似を構成しているため、関連の消費者に同一の商標である、又は二商標が同一商標であると誤認するにいたらないものの、二商標の商品/役務が同一の出所からのシリーズ商品/役務である、又は二商標の使用の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認混同させる可能性があることをいう。また、二商標における誤認混同のおそれの有無の判断については、(1) 商標識別力の強弱、(2) 商標の類否及びその類似の程度、(3) 商品/役務の類否及びその類似の程度、(4) 先権利者の多角化経営の状況、(5) 実際の誤認混同の状況、(6) 関連する消費者の各商標に対する熟知度、(7) 係争商標の出願が善意であるか否か、(8) その他の誤認混同に関する要素等を参酌し、「関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれ」に至るか否かを総合的に認定すべきである。

(一) 係争商標と引用商標との類似の程度は低い：

係争商標は豚の頭の図案、横書きの中国語「黒殿飯店」と字体が極めて小さい外国語「DARK PALACE TAIWANESE GOURMET」が上から下へと配列されて構成されており、その中で商標図案の中央に位置する豚の頭の図が全体の三分の二を占めて明確に突出しており、下方にある「黒殿飯店」の字形もデザインが施され、単純な(中国語のフォントである)標楷體「黒店」二文字で構成される(引用)商標とは明らかに異なり、外観において消費者が一見した時の印象、視覚認知はいずれも異なる。「黒殿」は黒くて大きなホールという意味を持ち、「黒店」とは観念上も異なり、「黒殿」と「黒店」は称呼が同じであるが、二商標の全体的印象については関連する消費者に誤認を生じさせる可能性が低く、係争商標と引用商標を全体的に観察した結果、類似の程度は低い商標に該当する。

(二) 係争商標と引用商標の指定役務は同一又は類似：

係争商標の指定役務である「ホテル、レストラン、軽食堂」と、引用商標の指定役務である「ホット/コールドドリンクスタンド、飲食店、軽食堂、ビュッフェ形式食堂」とは、いずれも食品又は飲料品を消費者の飲食に提供するもので、係争商標が指定する「ホテル」も消費者に飲食を提供するため、二商標の指定役務の間において、消費対象、消費者ニーズの満足及び役務提供者等の面で共通又は関連する箇所があり、一般的な社会通念と市場における取引状況からみて、同一又は類似の役務に該当する。

(三) 商標識別力の強弱：

引用商標の図案は横書きの「黒店」二文字であり、指定役務とは直接的な関連性がなく、識別力を有する。係争商標は豚の頭の図案、横書きの中国語「黒殿飯店」と字体が極めて小さい外国語が上から下へと配列され、飲食関連の役務での使用を指定しているため、これも識別力を有する。

(四) 係争商標の登録出願は善意である：

係争商標と引用商標の指定役務は同一又は類似に該当するが、二商標の全体的な外観及び観念の類似の程度は低く、係争商標が引用商標を模倣する、又は(引用商標の信用・名声に)ただ乗りするという不正競争の意図があったとは認め難く、原告の係争商標の登録出願は善意であると認められる。

(五) 原告が提出したインターネット、(一般紙である)「蘋果日報」「聯合報」の報道資料をみると、原告は引用商標の出願日(2000年2月29日)よりも前に60年間「黒店排骨飯」商号を経営しており、原告が提出した「黒店排骨飯」のキーワードでGoogle検索を行い得られた資料及びブログ記事は、内容が「黒殿飯店(元黒店排骨飯)」、「黒店排骨飯(黒殿飯店)」、「淡水黒店排骨飯(黒殿飯店)」等にリンクするサイト資料を示すもので、大部分は原告が経営する飲食店を指し、前記資料はいずれも引用商標とは関係ない。前記資料が示す係争商標と原告が長年経営する飲食店との相互使用の状況から、直接引用商標にまで拡大し、二商標がすでに消費者に誤認混同を生じさせていると断定することはできず、これは原告に不利な認定である。



(六) 係争投票と引用商標が使用を指定している役務は同一又は類似しているが、二商標の類似度は低く、いずれも識別力を有するほか、原告の係争商標の登録出願は善意であり、また関

連の消費者に誤認混同を生じさせるという証拠もないことを斟酌し、前記の商標図案の類似の程度、指定役務の類似の程度、商標識別力の強弱、商標登録出願の善意の有無等の要素が特に該当し、その他の要素に対する要求を引き下げていることを総合すると、係争商標には相当の識別力があり、引用商標の全体の構図デザインとは明らかに異なり、関連の消費者が普通の注意を施し、時間と場所を異にして隔離的観察したとき、二商標が異なる出所からのものであり、二商標の使用の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させるには及ばず、商標法第 30 条第 1 項第 10 号本文規定は適用されない。

以上をまとめると、被告が係争商標の登録出願に対して商標法第 30 条第 1 項第 10 号本文規定違反を以って「登録してはならず、拒絶すべきである」との行政処分を行ったことは法に合わず、訴願決定を維持することも妥当ではない。ゆえに原告がこれに基づき訴願決定及び原処分の取消しを請求することには理由がある。また係争商標は登録を許可すべきか否か、その他に拒絶理由はあるか否かは、以前被告の審査が行われておらず（本裁判所ファイル第 101 ページ）、被告が調べた後、併せて本裁判所の上記法見解に基づき改めて適法な処分を行うものとする。原告が被告に係争商標の登録を許可するよう命じる処分を請求していることについては、全面的に理由があるという程度には達しておらず、この部分の請求は許可せず、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の請求には一部に理由があり、一部には理由がないため、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第 1 条、行政訴訟法第 200 条第 4 号、第 104 条、民事訴訟法第 79 条に基づき主文のとおり判決する。

2015 年 5 月 13 日  
 知的財産裁判所第三法廷  
 裁判長 蔡惠如  
 裁判官 林静雯  
 裁判官 陳端宜

添付図 1 係争商標	添付図 2 引用商標
出願案件番号第 100009726 号 使用指定区分：(第 43 類) ホテル、レストラン、軽食堂、旅館。 	登録第 00136256 号 出願日：2000 年 2 月 29 日 登録日：2001 年 1 月 1 日 登録公告日：2001 年 2 月 1 日 使用指定区分：(第 42 類) ホット/コールドドリンクスタンド、飲食店、 軽食堂、ビュッフェ形式食堂 

### 03 公平交易法関連

#### ■ 判決分類：公平交易法

#### 1 独立系発電事業者の契約変更交渉拒否事件が差戻し審へ

長生等 9 社に対する公平交易委員会の処分に係る上訴を最高行政裁判所が支持

#### ■ ハイライト

行政院公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当、以下「公平交易会」）は 2013 年、長生電力股份有限公司（Star Energy Power Corporation）を始めとする独立系発電事業者

(Independent Power Producer、以下「IPP」) 9社が台湾電力股份有限公司 (Taiwan Power Company、以下「台電公司」) との契約変更交渉を共同して拒否した件について、IPP側が(行政訴願の棄却部分を)不服として訴訟を提訴したところ勝訴したため、公平交易会が上訴していたが、最高行政裁判所から公平交易会の主張を認める判決が下され、台北高等行政裁判所で差戻し審が行われることとなった。【最高行政裁判所判決-104,判,329/104,判,330/104,判,339/104,判,340-20150618】

2013年から2014年までに間に争議が発生した長生等IPP9社と台電公司との契約変更交渉拒否事件について、9社が公平交易会による課徴金63億新台幣ドルという重い処分を受けて行政訴願を提起したところ、行政院訴願委員会により課徴金の部分が取り消されたため、公平交易会は改めて60億新台幣ドルの課徴金を課した。ただし、IPP9社は公平交易会からのカルテル(訳注:原文は「聯合行為」)排除命令の部分について行政訴訟に切り替え、台北高等行政裁判所で勝訴したため、今度は公平交易会が上訴を提起していた。公平交易会は最高行政裁判所で勝訴し、上訴には理由があると認められ、全案が台北高等行政裁判所へ差戻されることになった。(公平交易会によると、)台北高等行政裁判所が先般の判決で公平交易会敗訴の判決を下した主因は、カルテルの主体が競争関係にある事業者間であるという構成要件について、台北高等行政裁判所がIPP同士には競争関係がなく、発電市場も存在しないため、IPPと台電公司との契約後は市場システムではなく、契約によるシステムであり、カルテルの構成要件を満たさないと認めたことにある。それに対して、最高行政裁判所は、電力購入契約(Power Purchase Agreement、以下「PPA」)は双方の交渉、検討、改正を経る必要があり、さらにIPPの取引相手方はいずれも台電公司であり、台電公司是地域を越えて電力を給電することができ、また又非発電保証時間帯における電力の経済的給電原則に基づき価格レートのより低いIPPから電力を購入できるため、発電市場と競争関係が無いとする原審判決の判断には疑義があるとの見方を示した。【2015年7月2日/経済日報/A16面/税務法務】

## II 判決内容の要約

【裁判番号】104年度判字第369号、その他関連判決の一覧は下表の通り。

【裁判期日】2015年7月2日、その他関連判決の一覧は下表の通り。

番号	裁判番号	裁判期日	被上訴人
1	104年度判字第361号	2015年6月26日	星能電力股份有限公司 (Star Energy Power Corporation)
2	104年度判字第347号	2015年6月25日	星元電力股份有限公司 (Star Buck Power Corporation)
3	104年度判字第346号	2015年6月25日	長生電力股份有限公司 (Ever Power IPP Co., Ltd.)
4	104年度判字第340号	2015年6月18日	森霸電力股份有限公司 (Sun Ba Power Corporation)
5	104年度判字第339号	2015年6月18日	和平電力股份有限公司 (Ho-Ping Power Company)
6	104年度判字第330号	2015年6月18日	新桃電力股份有限公司 (Hsin Tao Power Corporation)
7	104年度判字第329号	2015年6月18日	国光電力股份有限公司 (Kuo Kuang Power Co., Ltd.)

【裁判事由】公平交易法

上訴人 公平交易委員会

被上訴人 嘉惠電力股份有限公司 (Chiahui Power Corporation)

上記当事者間における公平交易法事件について、上訴人は2014年10月29日台北高等行政

裁判所 102 年度訴字第 1714 号判決に対して上訴を提起し、当裁判所は次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄し、台北高等行政裁判所へ差し戻す。

#### 一 事実要約

經濟部は台湾電力股份有限公司（以下「台電公司」）が住民からの発電所建設反対による電力不足問題を解決するため、国内で審査を受けて許可され運転を行っている民営発電所と、つまり 1999 年から順に麥寮汽電股份有限公司（以下「麥寮公司」）、長生電力股份有限公司（以下「長生公司」）、和平電力股份有限公司（以下「和平公司」）、新桃電力股份有限公司（以下「新桃公司」）、国光電力股份有限公司（以下「国光公司」）、被上訴人、森霸電力股份有限公司（以下「森霸公司」）、星能電力股份有限公司（以下「星能公司」）、星元電力股份有限公司（以下「星元公司」）等計 9 社の独立系発電事業者（以下「IPP」）と電力購入契約（以下「PPA」）を結び、電力が PPA で定められた電力購入価格レートで台電会社に売却されていた。

その後 2006 年 12 月に発電用の天然ガスが値上がりし、被上訴人、長生公司、新桃公司、森霸公司、国光公司及び星能公司の IPP6 社が連名で台電公司に対して PPA における燃料コスト（価格レート）の調整システムを変更するよう要求した。（麥寮公司、和平公司是天然ガス発電所を経営しており、星元公司是当時まだ稼働を開始していなかった）。台電公司是 2007 年 8 月から次々と 6 社と交渉会議を開き、2007 年 9 月 11 日の交渉会議において、双方は燃料コスト（価格レート）調整システムをリアルタイムに価格を反映する調整システムに変更、さらに今後電力購入価格に影響を及ぼす各要因（利率、割引率）については引き続き交渉して購入価格の公平性と合理性に適合させることで合意した。

次に台電公司是前述交渉会議の結論と麥寮公司、和平公司がそれぞれ 2007 年 12 月に書簡で電力購入価格レートの調整を求めたことにより、2007 年 10 月から 2008 年まで次々と前記エネルギー電力価格算出式を調整した後、台電公司是 IPP 各社と電力購入価格レート構造の利率引き下げ部分による調整システム検討について交渉を行い、2008 年には 3 回にわたる「利率変動に伴う IPP 電力購入価格レートの調整システム交渉」会議を開き、2012 年にも經濟部能源局（Bureau of Energy, Ministry of Economic Affairs、以下「能源局」）が 4 回にわたり協調処理会議を召集したものの、被上訴人とその他 IPP8 社は能源局が提出した協調処理案受入れに同意しなかった。

本件は上訴人により自主的に案件として調査された結果、被上訴人とその他 IPP8 社は台湾地区において政府が設立を許可し台電公司に電力を供給する少数の事業者であり、互いに同一の生産、販売の段階にあり、水平的競争関係を有する国内の発電事業者であり、それらは 2008 年から 2012 年 10 月までの 4 年間に「台湾民営発電業協進会」（以下「協進会」）を組織して集会し、互いに台電公司と電力購入価格レートを調整しないことで合意に達し、事業活動を相互に拘束し、「引き延ばし」等の方法で、台電公司との交渉を共同して拒絶したことは、需給に関わる国内発電市場機能に影響するに足るものであり、行為時の公平交易法第 14 条第 1 項の「事業者はカルテルをしてはならない」とする禁止規定に違反していると認められ、同法第 41 条第 1 項前段、第 2 項と「公平交易法第 10 条及び第 14 条違反の状況が重大である案件に対する決定処分」の課徴金算出方法の規定に基づき、2013 年 3 月 15 日公処字第 102035 号処分書（以下「原処分」）を以って被上訴人とその他 IPP8 社に対し原処分送達日から前記カルテルの排除が命じられた他、それらに対してそれぞれ課徴金の決定処分（被上訴人に対する課徴金は 4 億新台幣ドル）が下された。

被上訴人とその他 IPP8 社はいずれもこれを不服として行政訴願を提起し、訴願決定は原処分の課徴金に係る部分を破棄し、上訴人に改めて適法の処分を行うよう命じ、その他の部分は訴願を棄却した。被上訴人は行政訴願の棄却部分を不服として、行政訴訟を提起し、原審裁判所は本件と原審裁判所 102 年度訴字第 1701 号、第 1715 号、第 1731 号、第 1739 号、第 1743 号、第 1744 号、第 1750 号、第 1757 号等 8 件の公平交易法事件について、同一の事実上及び法律上の原因に基づいてそれぞれ提起された複数の訴訟を行政訴訟法第 127 条第 1 項規定により弁論の併合を行い、各々判決した。本件は原審裁判所 102 年度訴字第 1714 号判決により、訴願決定及び原処分で被上訴人に行為時の公平交易法第 14 条第 1 項のカルテル禁止規定違反があったと認め、被上訴人に即刻違法行為部分を排除するよう命じる部分が取り消されたため、上訴人はこれを不服として、本件上訴を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人の請求：原判決を破棄する。被上訴人の第一審請求を棄却する。
- (二) 被上訴人の答弁：上訴を棄却する。

## 三 本件の争点

本件は公平交易法が適用されるか否か。原処分が被上訴人にはカルテルの禁止規定に違反があったと認定したことに誤りはあるのか否か。

### (一) 訴状における主張：

1. 被上訴人及びその他 IPP8 社は台電会社とは競争関係になく、共同で競争市場を構成することはできない。なおかつ被上訴人は電力価格、数量、技術を自ら決めることができず、その他 IPP と水平的競争関係を築くことはできない。つまり被上訴人とその他 IPP8 社はカルテルの主体ではない。
2. 被上訴人及びその他 IPP8 社が協進会において類似する PPA 問題について意見を交換する又は研究機関に専門家意見の提出を委託する等の行為はいずれも価格又は数量の決定には関わりがなく、被上訴人又はその他 IPP を拘束する効力はなく、カルテルには関わっていない。
3. 台電会社が被上訴人及びその他 IPP8 社と契約変更の協議を達成しようとするものは、購入価格レートにおいて、発電保証時間帯の保証発電量と関連する容量価格レート（訳注：発電業者の固定コストを反映した価格レートで、主に資本費を含む）の割引率であり、台電会社とそれらとが結んだ PPA に基づき、発電保証時間帯の発電量については、台電会社が給電したかどうかにかかわらず、容量価格レートにより支払う必要があり、経済的給電原則とは関わりがなく、台電会社の電力購入対象及び数量の決定には影響が及ばず、市場の需給にも影響がないため、本件は市場の需給に影響する事がない。

### (二) 上訴人の主張：

1. 発電事業者の発電方法に関わらず、電力需要者である台電会社にとって、いずれも需要代替性を有しており、また供給代替性については、被上訴人及びその他 IPP8 社が電業法（訳注：日本の電気事業法に相当）で許可された電気事業者であり、かつ電力システムにおける発電段階の業務にのみ従事している。よって被上訴人を含む発電事業に従事し、台電会社に電力を販売する事業者は、同一市場であると特定でき、かつ「発電市場」と特定されるべきである。また被上訴人及びその他 IPP8 社の発電所は異なる地域に位置するが、台電会社は電力システムの安全を考慮し、「経済的給電」原則により、わが国本島の単一電力網における電力の統一給電を行い、全国のこれら IPP から取引対象を選択又は切り替えることができるため、本件の地理的市場は全国と特定すべきである。さらに被上訴人及びその他 IPP8 社はいずれも国内発電市場における事業者であり、それは発電業務に従事し、提供する商品・役務はいずれも電力であり、取引相手方はいずれも台電会社で、明らかにそれらは同一の生産・販売段階にあり、提供する商品又は役務には代替性があり、被上訴人とその他 IPP8 社との間には水平的競争関係があると認められる。
2. 協進会の会議記録から、幾度にもわたって PPA 価格レートに関わる議題が討議され、かつコンセンサスを得ており、さらには交渉に関して分業や任務の分配を行っていることが分かる。また被上訴人及びその他 IPP8 社は共同で協進会を通じ 2 機関に研究を委託し、研究の結論を一体として適用し、一致した立場を表明する決議も行っている。さらに台電会社の法廷における陳述内容からも、被上訴人及びその他 IPP8 社は確かにそれらが協進会を通じてコンセンサスに合意し、調整に同意しない、価格算出式に触れない、実質的な討論を避ける、議題を複雑化したり引き延ばしたりするという種々の方法で、購入価格レート調整の交渉を共同して拒絶したことが証明できる。よって被上訴人及びその他 IPP8 社は協進会の運営を通じて、事業活動を互いに拘束することに合意している。
3. 被上訴人及びその他 IPP8 社が共同して台電会社との交渉を拒絶したのでなければ、各事業者と台電会社との間には個別に異なる取引条件が決められる可能性がある。このため被上訴人及びその他 IPP8 社の合意は本来であれば個別の事業者が交渉するか否か、いかなる条件で交渉を進めるかを自ら決定したであろう行為を制限し、市場に

おける競争を取り除くもので、需給に関わる市場機能に影響するに足る。

#### 四 判決理由の要約

- (一) 公平交易法は電気事業の目的事業主務官庁がすでに積極かつ厳密な管制を実施している事業行為に対して、その適用が抑制され、目的事業主務官庁の政策の貫徹に不利となることを避けるべきか否か。電力の提供は、国家産業政策、エネルギー計画、及び各種環境問題の議題に関わるもので、経済部によってトータルな計画が行われている。上诉人が競争政策を優位とする角度から介入したことは、果たして規定機能を打ち消すのか、それとも良性競争によりエネルギー規定効果がさらに高まるのかについては、さらに調査、分析する必要がある。
- (二) 被上诉人等 IPP9 社の発電設備の総供給設備容量は原則的に台湾電力システムの総供給設備容量の 20%という開放枠内にあり（例外として経済部は必要に応じて調整してもよい）、台電会社のトータルな計画による給電に電力を卸売しており、それらはいずれも台湾電力システムにおける発電段階の業務のみに従事し、提供する商品はいずれも電力で、取引相手方はいずれも台電公司であり、台電公司是地域を越えてトータルな計画による給電を行い、それらの商品を台湾本島の契約世帯に使用させてもよく、かつ非保証時間帯に契約の経済的給電原則に基づきエネルギー価格レート（訳注：変動コストを反映した価格レートで、主に燃料コストを含む）がより低い IPP との取引を選択できるため、エネルギー価格レートは非保証時間帯の競争ファクターである。従って、原判決がそれらは同一の生産販売段階になく、水平的競争関係がなく、提供する商品には代替性がなく、発電市場を特定することができず、台湾本島を地理的市場の範囲としてはならないと認定したことには、なお疑義がある。
- (三) 本件の商品市場を特定する時、取引相手方、即ち台電公司が被上诉人等の IPP9 社の商品の間で転換コストの大小、商品価格の調整を行う時に台電公司が価格変動により購入を移す程度、台電公司の商品間の代替関係に対する見方等の関連因子を考慮する必要がある。さらに本件の地理的市場を特定する時も、台電公司が異なる地域で商品を購入する取引コストの大小、台電公司にとっての商品獲得の利便性、台電公司が商品価格を調整する時に異なる地域での購入を選択できる状況、台電公司が商品地域間の代替関係に対する見方等の関連因子を考慮する必要がある。ただし原判決の理由及び上訴理由を比較すると、上訴人等のそれらに対する証言が原審の解釈とは異なることや原審の誘導尋問であると認められることが分かる。被上诉人等 IPP9 社がカルテルの主体の構成要件を満たすか否かを判断する時、該社が被上诉人等 IPP9 社の商品の間で転換コストの大小、商品価格の調整を行う時に価格変動により購入を移す程度、該社の商品間の代替関係に対する見方（商品市場の関連因子の考慮）、並びに該社が異なる地域で商品を購入する取引コストの大小、該社にとっての商品獲得の利便性、該社が商品価格を調整する時に異なる地域での購入を選択できる状況、該社の商品地域間の代替関係に対する見方（地理的市場の関連因子の考慮）を含む取引相手方、即ち台電公司の真意が一体いかなるものなのか。これらはすべて発電市場の特定に関係し、調査により明らかにする必要がある。
- (四) 被上诉人等 IPP9 社の間に一つの発電市場が構成されるのか等については事実証拠が明らかではなく、原審が、それらの間に一つの発電市場が構成されないことに基づきそれらは協進会に参加したものの、各自の立場に基づき各コスト因子を考慮した後、台電公司（経済部）が提出した交渉（調停・処理）案の決定に同意せず、外形上の協調性がみられたが、それらが共同して電力購入価格レートの合意を拒否したと俄かに言うことはできず、またいわゆる生産、商品の取引の需要に関わる市場機能に影響するに足るところはなく、カルテルの合意及び特定市場に対する影響等の構成要件を満たさない云々と認定したことは、軽率な判断である嫌いがあり、これも調査により明らかにする必要がある。
- (五) 証人蔡○孟の原審における「私は契約執行の担当だったため、IPP 契約変更について私は IPP と連絡して会議を開くこと、そして関連の交渉過程における一部内容の案の研究分析、公文書の判断などを担当していた。現時点で IPP9 社の PPA はいずれも契約変更が完了している。2013 年 1 月 28 日台電公司是先ず国光、森霸、星能の 3 社と台北地方裁判所において現場で合意に達し、和解の筆録で契約変更に代替した。星元とは同意の返信により 2013 年 3 月 6 日契約を変更し、長生とは同意の返信により 2013 年 3 月 13

日契約を変更し、新桃とは同意の返信により 2013 年 6 月 21 日契約を変更し、嘉恵とは同意の返信により 2013 年 7 月 30 日契約を変更し、麥寮とは同意の返信により 2013 年 8 月 23 日契約を変更し、和平とは同意の返信により 2013 年 8 月 28 日契約を変更した」等の証言から、上訴人が原処分を行った時、被上訴人等 IPP9 社間のカルテルの有無が十分に分かり、上訴人が行為時の公平交易法第 41 条第 1 項前段規定により被上訴人に該違法行為の即時排除を命じる必要があったのかについても、調査により明らかにする必要がある。

(六) 以上をまとめると、原判決には上述の疑問点について調査により明らかにされていない箇所があり、上記の状況は本件の判決結果に影響するため、上訴人が原判決には法令違背があり、破棄すべきとする指摘には理由がある。また本件の事実証拠は明らかではなく、原審裁判所は改めて調査する必要があるため、原判決を破棄し、原審裁判所に差し戻して詳細に調査、審理を行い、適法の裁判を行うものとする。

(七) 以上の次第で、本件上訴には理由がある。行政訴訟法第 256 条第 1 項、第 260 条第 1 項に基づき、主文のとおり判決する。

2014 年 7 月 2 日

最高行政裁判所第四法廷裁判長 侯東昇

裁判官 江幸根

裁判官 沈應南

裁判官 楊得君

裁判官 闕銘富



**TIPLO**  
Attorneys-at-Law  
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.